

会員各位

公益社団法人 足立区シルバー人材センター
会長 國井 幹 雄

インボイス制度による影響について（ご説明）

本年10月からの適格請求書保存方式（インボイス制度）が施行されると、発注者が支払った消費税を課税事業者ではない会員に加算することができなくなります。

現在は消費税（10%）を加算する（下記説明図①）できていますが、経過措置により、令和5年10月から加算できる額は消費税相当額の80%に減り（説明図②）、令和8年10月からは50%（説明図③）、経過措置終了後の令和11年10月からは消費税相当額が加算できなくなる（説明図④）予定です。（下図参照）



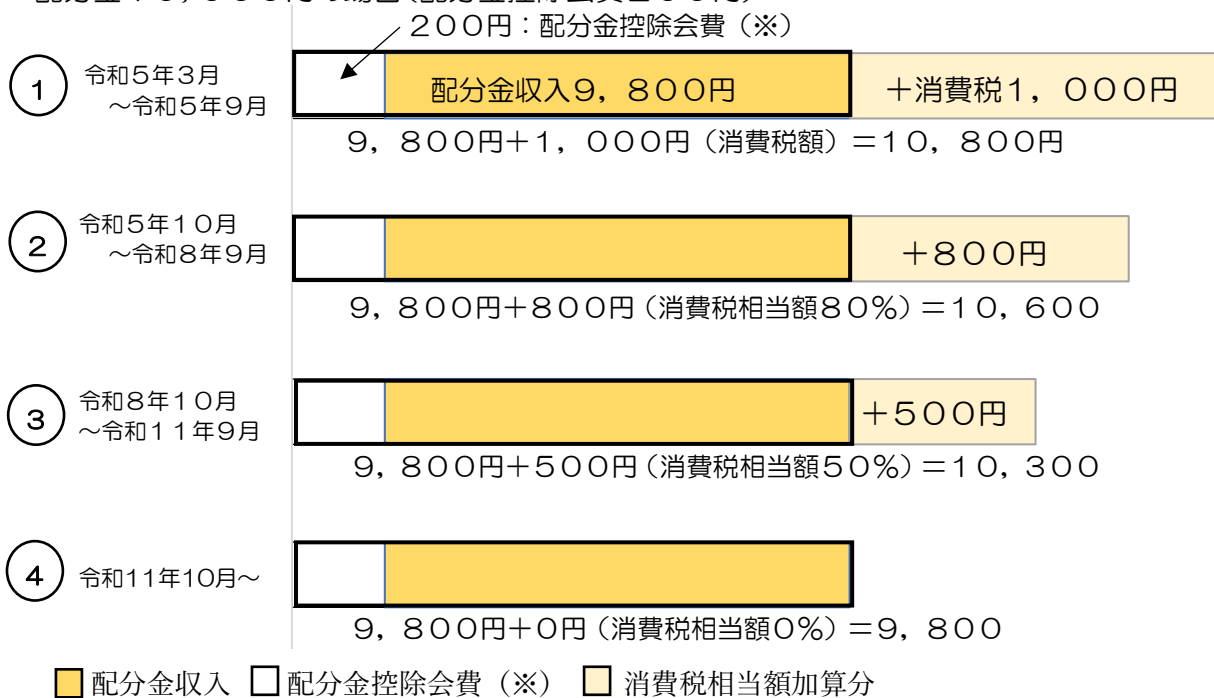
具体的に教えて
もらえる？

具体的には、この
図のとおりです。



経過措置の説明図（具体例）

配分金10,000円の場合（配分金控除会費200円）



※配分金控除会費

正会員会費規程第2条（1）及び第3条第1項

インボイス制度とは、令和元年10月1日に制定された、課税事業者の取引にかかる、「消費税額の内訳が正確に記載された請求書の発行と保存の義務制度」です。

課税事業者である足立区シルバー人材センター（以下、センター）は、これまで免税事業者である会員に消費税を加算してきましたが、適格請求書発行事業者として国に登録した課税事業者でないと、センターは消費税を加算できないため、結果として段階的に会員の収入が10月から減ります。



そうなるとう収入が減ることになるのね…💧
ただでさえ物価高なのに、収入まで減らされたら…💧

もちろん、収入が極端に減らないようにするため、人材センターでは、関係各機関の理解と協力をもとめ、いっそうの就業機会の拡大と就業単価の増額に努めていきます。



期待しています。よろしくお願ひしますね。

【問い合わせ先】

公益社団法人足立区シルバー人材センター

電話 03-5856-6866